

## 建築設備提出書類細則一覧

規模 区名	(完了検査申請書の様式)規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類	法第6条第1項及び第18条第2項(法第87条の2において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)	
		① 地階を除く3以上の階数を有し、延べ面積が500㎡を超える建築物	② ①以外の建築物 ※改良便槽又は合併処理浄化槽が設置されていない一戸建ての住宅及び併用住宅の場合は不要
足立区	足立区建築基準法施行細則第15条の3第2項	(別記第11号様式の5)による建築設備工事監理状況報告書並びに別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	(別記第11号様式の6)による建築設備工事監理状況報告書並びに別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
荒川区	荒川区建築基準法施行細則第16条の3第2項	(別記第13号様式の5)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	(別記第13号様式の6)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
江戸川区	江戸川区建築基準法施行細則第59条第2項	第二十九号様式による建築設備工事監理状況報告書並びに都規則第十五条の四第二項第一号イに定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	第三十号様式による建築設備工事監理状況報告書並びに都規則第十五条の四第二項第一号ロに定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
葛飾区	葛飾区建築基準法施行細則第6条の2第3項1号	建築設備工事監理状況報告書、建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書、建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
北区	北区建築基準法施行細則16条の3第3項1号	第十三号様式の四による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	第十三号様式の四の二による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
江東区	江東区建築基準法施行細則第15条第2項	建築設備工事監理状況報告書(別記第14号の4様式)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書(別記第14号の5様式)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
新宿区	新宿区建築基準法施行細則第14条の3第2項	建築設備工事監理状況報告書(第11号の8様式)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書(第11号の9様式)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
杉並区	杉並区建築基準法施行細則第16条の3第2項	第十三号様式の五による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	第十三号様式の六による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
墨田区	墨田区建築基準法施行細則第16条の3第2項	別記第13号の5様式による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	別記第13号の6様式による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
台東区	台東区建築基準法施行細則第16条の3第2項	別記第15号様式の5による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	別記第15号様式の6による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
中央区	建築基準法施行細則第16条の3第3項	別記第十五号の二様式による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	別記第十五号の三様式による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
豊島区	豊島区建築基準法施行細則第10条の3第2項	別記第8号様式の3の4による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	別記第8号様式の3の5による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
練馬区	練馬区建築基準法施行規則第15条の6第3項	第13号の5様式による建築設備工事監理状況報告書ならびに区長が別に定める建築設備概要書および建築設備工事監理状況調査書	第13号の6様式による建築設備工事監理状況報告書ならびに区長が別に定める建築設備概要書および建築設備工事監理状況調査書
文京区	文京区建築基準法施行細則第18条第2項	別記様式第二十一号の三による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	別記様式第二十一号の四による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
港区	港区建築基準法施行細則第16条の3第1項	第十三号様式の三による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	第十三号様式の四による建築設備工事監理状況報告書並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書

## 建築設備提出書類細則一覧

規模 地域	(完了検査申請書の様式)規則第4条第1項第6号の規定に基づき定める書類	法第6条第1項及び第18条第2項(法第87条の2において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)	
		① 地階を除く3以上の階数を有し、延べ面積が500㎡を超える建築物	② ①以外の建築物 ※改良便槽又は合併処理浄化槽が設置されていない一戸建ての住宅及び併用住宅の場合は不要
大田区	大田区建築基準法施行規則第16条の4	—	—
品川区	品川区建築基準法施行細則第16条の3	—	—
渋谷区	渋谷区建築基準法施行細則第20条	—	—
世田谷区	世田谷区建築基準法施行細則第16条の3	—	—
千代田区	千代田区建築基準法施行細則第31条の4	—	—
中野区	中野区建築基準法施行細則第16条の3	—	—
目黒区	建築基準法施行細則第9条	—	—
板橋区	板橋区建築基準法施行細則第11条の4	—	—
国分寺市	国分寺市建築基準法施行細則第21条第2項	建築設備工事監理状況報告書の1(様式第24号の3)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書の2(様式第24号の4)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
立川市	立川市建築基準法施行細則第19条第2項	建築設備工事監理状況報告書(第19号様式)並びに都細則第15条の4第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書(第19号様式の2)並びに都細則第15条の4第2項第1号ロに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
府中市	府中市建築基準法施行細則第15条の3第3項	建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の5)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書	建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の4)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
武蔵野市	武蔵野市建築基準法施行細則第16条の3第2項	建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の4)	建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の5)
調布市	調布市建築基準法施行細則第17条の3	—	—
八王子市	八王子市建築基準法施行細則第30条の3第2項	別記第23号の5様式による建築設備工事監理状況報告書並びに別記第23号の6様式による建築設備概要書及び別記第23号の7様式による建築設備工事監理状況調査書	別記第23号の8様式による建築設備工事監理状況報告書並びに別記第23号の9様式による建築設備概要書及び別記第23号の10様式による建築設備工事監理状況調査書(法第6条第1項第4号建築物を除く)
日野市	日野市建築基準法施行細則第14条の3	—	—
町田市	町田市建築基準法施行細則第13条の4	—	—
三鷹市	三鷹市建築基準法施行細則第16条の3	—	—

## 【東京都建築基準法施行細則による提出地域】

昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、小平市、狛江市、西東京市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、多摩市、福生市、武蔵村山市、奥多摩町、日の出町、瑞穂町、檜原村

## 東京都建築基準法施行細則 第十五条の四 (完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

規則第四条第一項第六号(規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)及び規則第四条の八第一項第五号(規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの)にあつては別記第二十二号様式の三、地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートル以下のものにあつては別記第二十二号様式の四)及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

2 規則第四条第一項第六号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。  
一 法第六条第一項及び第十八条第二項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)

イ 地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの 別記第二十二号様式の五による建築設備工事監理状況報告書(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積五百平方メートルを超えるもの)並びに知事が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書